平成２５年（フ）第１６３号
札幌市西区琴似２条４丁目１番５―402号
債務者　川村　隆太
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４号
札幌市南区澄川５条11丁目１番11号　澄川ハイムＣ201号
債務者　前田富士夫（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６号
北海道千歳市若草３丁目４番地の４
債務者　中野ナヨ子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番１―103号
債務者　中野　芳裕
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８１号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番20―116号
債務者　高澤　　守
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８７号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番１―406号
債務者　河合　裕二
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８８号
札幌市東区北30条東10丁目５番１号　第５木村ハイツ101号
債務者　山内　秀紀
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９５号
札幌市南区真駒内南町３丁目１番54―102号
債務者　柳萬　公徳
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１５号
住民票上の住所札幌市西区発寒10条２丁目５番12号　ことぶき荘
債務者　大植　由佳
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２３号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地８　コンフォートマンション207号
債務者　二村　千佳（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３５号
札幌市手稲区富丘２条３丁目18番12号　富丘ガーデンヒルズ103号
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４５号
札幌市東区北41条東16丁目３番20号　シャトーうじいえＢ403号
債務者　深堀　弘和
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５０号
札幌市東区北30条東５丁目３番12号　第17木村ハイツ102号
債務者　高宮奈津美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９６号
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番５―507号
債務者　旅川　紀彦
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０３号
札幌市豊平区平岸２条１丁目２番１―103号
債務者　朝比奈　誠
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０１号
群馬県前橋市大手町３丁目４番16号
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
群馬県伊勢崎市ひろせ町4095番地２　コート・ヴィーナスＤ
債務者　奥田　典行
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係